

暴力団を寄せ付けない繁華街にするために！

暴力団対策は着実に進んでいます。

今こそ、繁華街から暴力団をなくしたいという思いを実現する時です。

繁華街関係者が安心して事業を行うための各種取組

1. 不当要求に伴う事業者への危害を防止するための規制

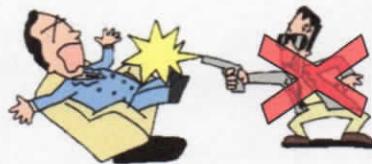
暴力団員が、縄張りの設定・維持の目的で

- ① 事務所、居宅に立ち入る
 - ② 文書を送付し、メール、FAXを送信する
 - ③ 面会等を要求する
 - ④ つきまとい、事務所付近をうろつく
- ことは禁止されています。



2. 事業者に対する暴力行為を助長する行為の規制

不当要求を拒絶した事業者に報復するため又は
不当要求に応じさせるために暴力行為を行った
暴力団員に対し、金品の供与、地位の昇格、
出所祝い等をしてはならないと命じています。



報復目的の暴力行為をした
組員への見返り禁止を命令

3. 繁華街からの暴力団の排除を推進するための措置

暴力団員が「暴力団員立入禁止標章」が
掲示されているお店（営業所）に立ち入ることは
禁止されています。～ 標章制度～



全ての暴力団員

暴力団が存在しない安心して楽しめる繁華街に！

暴力団を寄せ付けない繁華街に!!

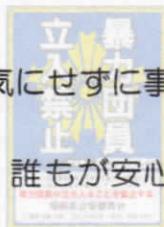
◎ 暴力団対策が着実に進んでいる今こそ、繁華街から
暴力団の影響をなくす絶好の機会です。

警察と行政、事業者の皆さんと一緒に、暴力団を
排除するための活動を継続しましょう。

暴力団排除活動を推進することで、皆さんのが安心して
事業ができる繁華街になります。

◎ 標章制度は、皆さんのが暴力団の影響を気にせずに事業を
するための有効な道具です。

制度を活用し、暴力団を寄せ付けず、誰もが安心して
楽しめる繁華街をつくりましょう。



繁華街のにぎわいは
警察・行政・事業者の
三位一体で！



STOP ! みかじめ料

～ 暴力団が存在しない安全・安心な福岡県に！～

みかじめ料の支払いなどの暴力団への資金提供は、暴力団を支援・容認することになります。

暴力団から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察にご相談ください。

※ 福岡県暴力団排除条例には、不当要求を受けた場合の通報義務等が規定されています。

1 暴力団員からみかじめ料・用心棒料を要求された場合

暴力団対策法により、暴力団員に不当要求を止めるよう警察署長がその行為の中止を命令することができます。

2 暴力団員にみかじめ料・用心棒料を支払っている場合

事業者が暴力団員に資金を提供することは、福岡県暴力団排除条例に規定する禁止行為です。

悪質な行為は、罰則・勧告※1・公表※2の対象となります。

※1 勧告：行為の是正を求めるこ

※2 公表：正当な理由がなく勧告に従わない場合等に事案概要等を発表すること

公安委員会による勧告の適用除外

公安委員会は、県民、事業者等が条例に定める禁止行為※を行ったことについて自ら進んで申告し、再び禁止行為を行わないことを誓約した場合は、勧告を行わないとされました。

※ 禁止行為

- 暴力団の活動又は運営に協力する目的での利益供与（みかじめ料、用心棒料など）
- 暴力団員に自己の名義を利用されること
- 暴力団事務所として使用されることを知つての不動産契約等



問い合わせ

福岡県警察本部 組織犯罪対策課

TEL 092-622-0704